

蒲安市ふるさと蒲郡応援寄附金返礼品提供事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ふるさと蒲郡応援寄附を推進し、もって個性豊かで活力にあふれる住みよいふるさとづくりに資することを目的として、ふるさと蒲郡応援寄附金条例（平成20年蒲安市条例第30号）に基づく寄附を行った者に対して贈呈する返礼品（以下「返礼品」という。）の提供事業者を募集し、及び選定するため、ふるさと蒲郡応援寄附金返礼品提供事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 返礼品及びその提供事業者の募集及び選定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、総務部長、産業振興部長、企画政策課長、財務課長及び観光まちづくり課長の職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、申込みのあった返礼品及びその提供事業者について、別に定める選定基準に明らかに該当するため、会議を開催する必要がないと認めるときは、委員に回議することをもって会議に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、返礼品及びその提供事業者の選定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。